

令和2年4月25日

公開質問状

国税庁徴収部 御中

滞納処分対策全国会議

代表 税理士 角 谷 啓 一

私たちは、平成29年4月に、税理士、弁護士を始め、市民一般により結成された、あるべき徴税実務を研究する市民団体です。

当会議としては、この度の新型コロナウイルスの蔓延には心を痛めており、納税困難者が続出することを懸念しておりますところ、今般、御庁の「新型コロナウイルスの感染症の発生に伴い、納税が困難な者への対応について（指示）」（以下「御庁指示」といいます）が発出され、新型コロナウイルス由来の損失を受けた場合には、国税通則法46条1項及び2項1号の適用対象、すなわち「災害」に該当するとの解釈指針を打ち出した上、担保提供について事実上免除とするなど、新型コロナウイルスに起因する納税困難者に対し、各種配慮がなされたことについては、敬意を表します。

しかし、新型コロナウイルスによる生活や生業への影響は、給料の減少、売上の減少などの経済的損失に端的に現れるところであるところ、御庁指示においては、国税通則法46条1項及び2項1号の「財産」に、このような経済的損失を含めないかのような解釈指針が示されています。

このような解釈指針について、当会議としては、新型コロナウイルスに由来する納税困難の大多数の原因となる経済的損失については、国税通則法46条1項及び2項1号の「財産」に含めて解釈することが十分可能であることからすると、大変疑問に感じているところです。すなわち、同法46条2項5号に関する国税通則法基本通達46条関係12においては、交通事故や公害に基づく賠償や、売掛金の回収不能などの、経済的損失が例として挙げられている以上、国税通則法46条2項1号の「財産」に経済的利益の損失を含めることは、従前から当然の前提とされていたものと言えます。

にもかかわらず、御庁指針は、経済的損失については、事業者の営業上の損失に限って、同法2項3号または4号（ないし5号によるこれらの類似）の適用対象とするかのような指針となっていることには、困難に直面している納税者に延滞税の一部を負担させるなど、大いに疑問があります。

この点につき、現在審議中のいわゆる特例制度による納税の猶予においては、事業者の営業上の損失に限らず、一定の収入の減少があった場合には、原則向こう1年間に法定納期限の到来する税についての猶予を受けられるというものであり、国税通則法46条1項の特例的な位置づけとなるものと思われまふ。その点は一応評価するとしても、そもそも、国税通則法46条1項及び2項1号の

「財産」には、経済的損失を含むとの解釈も十分可能である以上、かかる解釈指針を示せば解消できる問題かと思われま

す。現に、貴庁が定めた「災害被害者に対する租税の減免、納税の猶予等に関する取扱要領」（昭和53年6月21日）においても、国税通則法46条2項1号の納税の猶予の運用に関連して、「災害を受けたことに基づいて納付することができない」との状況につき「災害を受けことにより納税者に資金の支出又は損失があり、その資金の支出又は損失のあることが国税を一時に納付することができないことの原因になっていることをいう」と述べています。ここでいう、「資金の支出又は損失」とは、売上げや給料などの収入の減少、いわゆる「経済的損失を含む」と解するのが、むしろ自然ではないでしょうか。

以上から、当会議としては、以下の事項につき質問いたしますので、お忙しいこととは思いますが、令和2年5月15日までに、下記連絡先まで書面にてご回答ください。なお、回答内容につきましては、当会議ホームページやマスコミ等に配布することもありますことをご了承ください。

<質問事項>

- 1 そもそも災害とは、震災・風水害に限らず、今回のように伝染病も災害に類すると考えられます。そうした中で、被害の形態は、前者は土地、建物、田畑等の物的損失が主となることに対し、後者は様々な規制・自粛に起因した事業収入・給料等の収入の減少など、圧倒的に経済的損失の形で現れます。したがって、納税の緩和制度において、後者にも対応したものでなければならないと思いますが、どのようにお考えでしょうか。
- 2 御庁指針において、国税通則法46条1項及び2項1号の「財産」につき、給料や売上といった経済的利益を含めない法的根拠をご教示ください。
- 3 もし、明確な法的根拠が存在しない場合には、「財産」に経済的利益を含めるとい

<お問合せ先>

以下省略